

1 いじめ防止のための基本的な方向

(1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 〈以下略〉

(いじめ防止対策推進法 第2条)

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒が関わっている人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。対等の立場のけんかは除き、外見的には対等のけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性を見極める。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ ネット上に誹謗中傷や事実と異なる内容を書かれたり、個人情報に掲載されたりする。 等

(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめ防止対策推進法の改正を受け、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」も改正され、これまで以上に本人の被害感を重視し、状況に応じた対応と学校全体でいじめをなくす対策を進めることが肝要となる。

なお、ネット上の書き込みなどは見つけにくい状況が増加しているが、“いじめの類似行為”としてとらえ、指導をすることになる。そのような現状を知っている場合は、情報

の提供・相談・連絡をするよう、学校全体でいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめ防止のための取組の基本方針【未然防止・早期発見・即時対応】

- ① 教育活動全体を通して、誰もが安心して、心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明確にするとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめ防止対策のための組織

いじめ対策委員会（いじめ対策に向けた中核となる常設の組織）

(1) 構成

- ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任、特別支援コーディネーター
養護教諭

(2) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

- ・聖籠町教育委員会 ・聖籠町社会福祉協議会 ・スクールカウンセラー
- ・民生児童委員 ・新発田警察署、新発田児童相談所

(3) 組織の役割

- ・学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者等との連携した対応

3 未然防止・早期発見・事案対処のための方策と担当

(1) 未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための組織や役割分担の明確化

① 生徒指導部…生徒指導部会での情報共有

校内いじめ対策委員会の周知・広報

生活アンケートの実施と活用

生徒の自己有用感の高揚

(教師が積極的に生徒の善行や頑張りを認め、思いを語る活動の推進)

ネットトラブルに関する授業と情報教育を計画的に実施

② 特別活動部…小中合同いじめ見逃しゼロスクール集会の計画・実施

生徒会活動を通じた異学年交流の充実

③ 道徳部 …生命尊重・思いやりを重点項目とした、人格を尊重し合える態度の育成

(2) 早期発見・事案対処

- ・相談・通報窓口、情報の収集、記録、共有等や児童生徒への支援・指導
- ・保護者との連携のための組織や役割分担の明確化

① 生徒指導部

- ・相談・通報窓口の一覧表を、それぞれ学期始めに明示
- ・年度始めのスクールカウンセラー、町CSW等の紹介
- ・いじめ問題に関する知見、アンテナを高くする研修の実施
- ・情報の収集、記録、共有を毎週、生徒指導部会（生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭）で行い、記録を中央教務室の共有フォルダに保存し共有
- ・毎月終わりに生活アンケートを実施し、結果を生徒指導主事が集約して、必要な生徒の支援・指導を実施
指導後の結果も含め中央教務室の共有フォルダに保存して共有

② 学級担任・学年部

- ・支援・指導が必要な生徒について学級担任が中心となり、保護者と連携するとともに学年部、生徒指導部と連携し支援にあたる

4 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

① いじめ防止に向けた指導内容

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感の高揚を通して自尊感情を高めるよう努める。

週一時間の道徳の授業を大切にし、特に命の大切さとお互いを尊重し合う心についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全生徒がもつように、教育活動全体を通じて指導する。そして、「傍観者もいじめに加担している」ということを認識させる。

② 年間指導予定

ア 教職員による教育活動・運営活動

- (ア) 道徳の授業の充実
- (イ) 人権教育、同和教育の着実な実施
- (ウ) 異学年交流の推進
- (エ) 1年生「ボランティア体験」、2年生「職場体験」、3年生「保育実習」を中核に、地域活動を通して人や自然、社会との関わりを豊かにする体験活動の充実

イ 生徒によるいじめ防止に向けた具体的な取組

- (ア) いじめ見逃しゼロスクール運動の実施
- (イ) 生徒会生活向上委員会による日常活動としての呼びかけ運動等の実施
生徒会の主体的な活動による、いじめを見逃さない、許さない雰囲気の醸成

(2) 教育相談体制

- ① スクールカウンセラーや町子どもソーシャルワーカーの紹介・積極的活用
- ② 相談しやすい相談室環境の整備と人間関係づくり
- ③ 教育相談実施後の情報共有と迅速な対応

(3) 早期発見・即時対応の在り方

※ 別紙「いじめの未然防止、早期発見、即時対応等に関する取組」参照

(4) 校内研修

- ① 生徒理解のための研修
- ② いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修
- ③ 各種研修会への教職員の計画的な参加と研修内容の共有

(5) いじめ防止に向けた取組の評価

- ① 生徒・保護者の学校評価アンケート(年2回)
- ② 年度末の学校運営協議会による学校関係者評価

(6) 保護者・家庭、地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ① P T A 教養部主催の講演会の実施
- ② 学校だより、生徒指導だよりの配付
- ③ 生徒、保護者、地域へ認識されるようにするための手立て
 - ・ 生徒に対する年度始めの全校ガイダンス時での学校いじめ基本方針、いじめ対策委員会について説明実施
 - ・ 学校いじめ防止基本方針を本校のホームページ公開し、入学時や年度開始時に保護者・関係機関に説明し、随時確認・修正を図り、最良の内容に改善
- ④ 保護者のいじめ防止への意識向上
 - ・ 生徒がいじめを行った場合には保護者にも責務があることを説明し、家庭で規範意識を高めてもらうことの理解や協力を得ながら、いじめを見逃さない雰囲気を作る。また気になることがあれば、遠慮なく相談できるよう呼びかける。
- ⑤ インターネットトラブルに関する講演会や授業の実施
 - ・ 関係機関と連携し、SNS 利用やネットトラブルを未然に防ぐ講演会や授業の実施

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

ア 生徒が自殺（自殺を企図）した場合
イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合
エ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（「相当の期間」は年間 30 日または連続して欠席が続いている場合を言う）

- ③ 生徒・保護者から『いじめられて重大事態に至った』という申し立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校 → 聖籠町教育委員会 → 聖籠町長

※ 欠席については、早めに情報収集に着手し、管理職に報告・相談する

(3) 調査の主体について

学校は重大事態が発生した場合は、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会からその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするのかについての判断を仰ぐ。

(4) 学校が主体となって調査を行う場合の組織

- ① 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ② 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、町教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ③ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者(第三者)の参加を図る。
(例：学識経験者、町顧問弁護士、臨床心理士、生徒指導アドバイザー、保健師、カウンセラー、子どもソーシャルワーカー、精神科医、職能団体等)

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う。
- ③ 「事実を確認する」ために
いじめ行為が、「いつ」、「誰から」、「どのような態様であったか」、「いじめの背景」、「生徒の人間関係にどのような問題があるか」、「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ④ いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒、在籍生徒、教職員に質問紙調査、聴き取り調査を十分行う。
 いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先する。
 いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いて学校復帰をするための支援や学習支援等を行う。

⑤ いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報の提供

ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・いじめ行為がいつ
- ・誰から
- ・どのような態様で
- ・学校がどのように対応したか

イ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その趣旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等について町教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 学校が主体となって行った調査結果の報告

ア 調査結果については、聖籠町教育委員会をとおして聖籠町長に文書で報告する。

イ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、聖籠町教育委員会をとおして、聖籠町長に送付する。

6 いじめ相談窓口

(1) いじめ対策のための組織 (校内) 連絡先：聖籠中学校 27-7080

校長	丸田 磨里	1 学年主任	大江 聡
教頭	本保 逸彦	2 学年主任	五十嵐喜代春
生徒指導主事	大山 剛	3 学年主任	永田 覚
養護教諭	瀧澤 綾子	各学級担任	

(2) 外部連携機関

	お名前	来校予定日	連絡先
--	-----	-------	-----

新潟県派遣 スクールカウンセラー	佐藤真奈実さん	月2回程度来校	相談, 来校日の確認 等があれば聖籠中 学校へお問い合わせ ください。 TEL 27-7080
聖籠町 こどもソーシャルワーカー	関川 清美さん 荒木 千佳さん 南場 優子さん	週3日来校	子ども家庭相談セン ター TEL 27-7082

(3) 外部相談窓口

	相談窓口	時間	電話 / アドレス
①	新潟県いじめ電話相談	24時間	0254-26-7509 025-526-9378 0258-35-3930
②	新潟県教育委員会 青少年相談支援班	平日 8:30~17:15	025-280-5124
③	県立教育センター いじめ・不登校等悩み事相 談テレフォン	平日 9:10~16:00	025-263-4737
④	県立教育センター 教育相談	平日 9:00~17:00	025-263-9029
⑤	24時間子ども SOSダイヤル	24時間	0120-0-78310
⑥	法務局 子どもの人権110番 みんなの人権110番 女性の人権ホットライン	平日 8:30~17:15	0120-007-110 0570-003-110 0570-070-810
	新発田支局		0254-24-7102
⑦	子ども・女性電話相談	9:00~22:00	025-382-4152
⑧	中央児童相談所	平日	025-381-1111
	新発田児童相談所	8:30~17:15	0254-26-9131
⑨	新潟県警察本部 けいさつ少年サポートセ ンター	平日 8:30~17:15	025-285-4970
⑩	新潟県警察本部 けいさつ相談電話	24時間	025-285-0110
	新発田警察署		0254-23-0110
⑪	新潟市いじめSOS電話	平日 9:00~17:00	025-222-0110
⑫	新潟いじめ相談メール		ijime@mailsoudan.org

